

情報セキュリティ基本方針

2017年4月1日制定

当財団は、知的財産に関する調査研究、知的財産に関する専門的人材の養成等の実施機関として、万全のセキュリティ環境の中で、レベルの高い調査、試験を実施することで、知的財産制度の発展に寄与することを経営理念として活動しています。

ここに、当財団は、情報セキュリティに関して財団全体で意思統一を図り、情報資産の適切な保護を徹底するために情報セキュリティ基本方針を定めます。

1. 当財団は、情報資産への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等の全ての脅威から本財団の情報資産を適切に保護します。
2. 当財団は、情報資産への脅威に対処するため、情報セキュリティ管理体制を確立し、これを確実に運営します。
3. 当財団は、役職員に対して、情報セキュリティに関する法令及びその他の規程の遵守の徹底を図ります。
4. 情報資産を外部委託する場合、委託先の必要かつ適切な管理を行います。
5. 当財団は、役職員に対して、情報セキュリティの教育、啓発を行い、情報セキュリティの意識の向上を図ります。
6. 当財団は、セキュリティ上の事故が発生した場合には、原因究明、対策を迅速に実施し、影響を最小限とするとともに再発防止に努めます。